

総合特別区域基本方針の一部変更について（令和2年3月 閣議決定）

国際戦略総合特区における税制特例措置の適用期間の延長

- ・令和2年度税制改正大綱を踏まえ、現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、適用期限を2年延長する。 → **令和4年3月31日まで延長**

〔別表3〕全国において実施することとされた規制改革の追加

・離島の病院における診療報酬についての要件緩和（2件）

医療機関の病床数が一定程度未満であることを基準としている診療報酬について、離島等の医療資源の少ない地域においては、当該基準の病床数を2割超過しても差し支えないこととする。

《対象》

- ・地域包括ケア入院医療管理料の算定
- ・在宅療養支援病院の施設基準

・とん税・特別とん税の課税に係る合理的取扱い

開港でとん税等を納付し、その後積荷の準備等（荷役）により、やむを得ず他の開港又は24時間を超えて外洋にて待機した後に、当該開港に再入港した場合について、とん税等を非課税とする。

- ・その他、改元に伴う表現の変更等。